

令和 7 年 1 月 2 0 日

名古屋市公園利用促進事業 もっと、行こうえん！

募集要項

1. 趣旨

本市には約 1,500 箇所の公園があり、市民の皆様の憩いの場として親しまれ、大切にご利用いただいております。

令和 5 年 4 月 1 日からは、物販中心のイベント等を公園内で開催できるようになり、市内一部の公園においては、マルシェや青空市をはじめとする新規のイベントが開催される等、新たなにぎわいが出てきています。

本事業は、市民や民間事業者の皆様から公園を利用してやってみたいと思う自由な発想による企画を募集し、本市が企画の実現を支援することにより、公園の利用を一層促進し、賑わいの創出や魅力向上を目指すことを目的としています。

2. 事業概要

(1) 募集内容

公園を利用してやってみたいと思う自由な発想による企画を募集します。実施回数に制限はありませんので、1 日限りの実施でも複数日または一定期間にわたる実施でもご提案いただけます。誰もが気軽に参加できる企画のご提案をお願いします。

《想定する企画例》

- 参加体験型のワークショップやプログラム
- 簡単な運動による健康づくり
- マルシェなど飲食物の販売、商品の展示・体験会
- 音楽イベント
- アジア・アジアパラ大会の機運を醸成するイベント

（２）対象公園

本事業は以下の公園で提案できます。

ア 久屋大通公園（栄公園）（所在地：東区東桜一丁目）

イ 金山公園（所在地：中区正木三丁目）

ウ 南郊公園（所在地：熱田区三番町、五番町）

エ 姫若公園（所在地：名東区姫若町）

オ 高針原公園（所在地：名東区高針原二丁目）

（３）対象期間

令和７年４月１日（火）から令和８年３月３１日（火）の間で提案してください。調整の結果、希望する日程で実施できない場合もありますのでご了承ください。

（４）許可申請・使用料

名古屋市都市公園条例に規定する行為許可の申請をしてください。本事業にかかる行為許可使用料は全額減免とします。

（５）実施条件

ア 実施後は、使用区域を含めた公園周辺の清掃を必ず行ってください。

イ 公益性に資する取組みを可能な範囲で提案してください。

≪公益的な取組み例≫

○公園の魅力や維持管理の質向上に資する取組み

○市の施策の周知に協力

○飲食物の提供に際し、地元農産物の活用や脱プラスチックの取組み

ウ 企画の実施にあたり、関係機関との協議や事前説明等、必要な手続きを行ってください。

エ 都市公園法、本市都市公園条例その他法令の規定を遵守するとともに上記関係機関との協議による指示等に従ってください。

オ 今後の継続的な事業展開に向けた検討を行うため、企画実施前後にヒアリング調査やアンケート調査をさせていただく場合がありますのでご協力をお願いします。また、公園の利用事例として市民の皆様に広く発信

するため、企画実施時の写真や参加者の感想等をご提供ください。

(6) 実施できない企画

次に該当する企画は実施できません。

ア 法令や公序良俗に反するまたは反するおそれがある企画

イ 政治的、宗教的な要素を含む企画

ウ 公園施設を損傷させる可能性がある企画

エ 他の公園利用者の安全性を確保できない企画

オ 施設の恒久的な設置、既存施設の撤去または改修等を伴う企画

カ キッチンカーや露店を単独出店する企画

キ 大きな音を出すなど、他の公園利用者や周辺住民の迷惑となる企画

(7) 企画の実施にかかる支援

企画から実施までを通して、緑地管理課が相談窓口となって支援します。具体的な支援内容は次のとおりで、金銭的な支援や当日の運営スタッフなどの人的支援は行いません。

《支援内容例》

- 企画の詳細検討に対する助言（公園内でやれること・禁止事項など）
- イベントの広報・情報発信
- 公園使用料を減免（無料）
- 土木事務所や地域等の関係機関との協議にあたっての相談窓口 等

(8) その他注意事項

ア 許可を受けた行為の準備のための搬入車両又は催しの一部となる車両を除き、公園内への車両の乗り入れ又は駐車はできません。

イ 許可後であっても、緊急の公園工事等により実施場所や日時の変更、中止の要請をさせていただく場合がございます。それにより生じた損害については、本市は責任を負わないものとします。

3. 応募資格

本市の公園の利用に関心のある個人、団体、企業など、どなたでも応募して

いただけます。ただし、以下の要件をすべて満たすことを条件とします。

（１）暴力団等の反社会的勢力及びそれに属する個人、または密接な関係を有する個人及び団体に該当する者でないこと。

（２）名古屋市指名停止要綱の規定による指名停止を受けるに相当する法令に反する行為又は不適切な行為が認められないこと。

（３）法人市町村民税、固定資産税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

4. 応募方法

（１）申込方法

企画書（様式１）にご記入の上、郵送またはメールで下記の宛先（緑地管理課）までご提出ください。

郵送：〒460-8508 名古屋市中区三の丸 3-1-1

名古屋市緑政土木局緑地管理課 公園利用担当 宛

メール：a2472@ryokuseidoboku.city.nagoya.lg.jp

（２）受付期間

令和7年1月20日（月）から12月26日（金） 17時まで

※応募状況により上記期限より前に締め切る場合があります。

（３）留意点

ア メールで申込する場合、件名は【名古屋市公園利用促進事業（申込）】としてください。また、メール送信後、上記申込先まで電話連絡（電話：052-972-2472）をお願いします。

イ 応募にあたっては、本募集要項の記載内容をよくご確認、ご理解いただいた上でご応募ください。

ウ 応募内容に虚偽の内容があった場合、失格となりますのであらかじめご了承ください。

エ 応募書類に記入いただく個人情報については、名古屋市個人情報保護条例その他関係法令に基づき適切に管理し、他の目的に使用しません。

オ 応募いただいた企画の知的財産等、すべての権利は応募者に帰属しま

す。実施された企画内容は公表することがあり、提出書類の一部を無償で使用させていただくことがあります。

5. 実施の決定・スケジュール

ご応募いただいた企画は順次、緑地管理課にて審査し、実際に実施していただくかどうかを決定します。審査結果は1～2週間程度で応募者に電話またはメールにてご連絡します。企画を実施していただく場合、応募者と緑地管理課で実施に向けた調整を行います。

ご応募いただいてから企画の実施までは、関係機関との事前調整や土木事務所への許可申請手続きが必要となり、上記審査とあわせて1～2ヶ月程度かかります。

6. 実施結果の報告

イベント等終了後、速やかに実施報告書（様式2）を提出してください。

なお、提出いただいた実施報告書をもとに、公園の利用事例として市民の皆様に広く発信するため、本市ホームページ等に掲載することがありますので、あらかじめご了承ください。

7. お問い合わせ先

担当：名古屋市役所緑政土木局緑地部緑地管理課 公園利用担当

住所：名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

メールアドレス：a2472@ryokuseidoboku.city.nagoya.lg.jp

電話：052-972-2472